

2 人事評価について

職員の能力開発・自己実現の促進と組織の活性化等を図るため、業績・能力主義に基づく新たな人事評価制度を平成 23 年度から全職員に導入しています。

また、平成 26 年 5 月に地方公務員法が改正され、評価結果を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することとなりました。これにより、本市の人事評価制度を見直し、人事管理の基礎資料として運用しています。